

## 令和3年度和歌山県内部統制評価報告書

和歌山県知事仁坂吉伸は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

和歌山県知事仁坂吉伸は、和歌山県の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、和歌山県においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「和歌山県内部統制基本方針」（令和2年3月31日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務並びに適正な管理及び執行を確保する必要がある事務（以下「内部統制対象事務」という。）に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

### 2 評価手続

和歌山県においては、令和3年度を評価対象期間とし、令和4年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、内部統制対象事務に係る内部統制の評価を実施しました。

### 3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した限り、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、和歌山県の内部統制対象事務に係る内部統制は、評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

### 4 不備の是正に関する事項

当該運用上の重大な不備については、次のとおりです。

- ① 就労準備支援事業及び生活保護法関係業務において、申請事務の放置や公文書の偽造等の不適正な事務処理を把握しました。当該不備については、複数人による台帳管理体制の整備や申請事務に係る進捗管理の徹底等の再発防止策を実施しております。
- ② 令和3年11月、業務中に一時保護児童に対するわいせつ行為を行ったとして、職員が児童福祉法違反の疑いで逮捕されました。当該不備については、職員研修や夜間宿直時の職員体制の整備等の再発防止策を実施しております。
- ③ 河川占用等許可関係業務において、許可関係事務の放置等の不適正な事務処理を把握しました。当該不備については、一部の事務での電子申請の導入や複数人による事務の進捗管理等の再発防止策を実施しております。
- ④ 令和2年度に公文書を紛失した所属において、監査委員の指摘を受け、改善策を講じていたにもかかわらず、令和3年度も公文書の紛失がありました。当該不備については、再度、公文書管理に関する職員研修や公文書の保管の徹底等の再発防止策を実施しております。

これらの運用上の重大な不備については、和歌山県行政に対する信用の低下を招いたものと考えております。

令和4年度においては、こうした不備の再発を防ぐため、適正な事務の執行についての周知・徹底及びチェック機能の強化に取り組めます。

令和4年7月13日 和歌山県知事 仁坂 吉伸